

審查基準整理票

処分名	指定障害児通所支援事業者の指定の変更		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	（条項）第21条の5の20第1項	
基準法令名	・児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号） ・大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年 3 月 31 日条例第 31 号）	（条項） 児童福祉法第21の5の20第2項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 指定障害児通所支援事業者の指定の変更の基準は、児童福祉法第21条の5の20第2項において準用する同法第21条の5の15第3項の各号に該当しないこと及び大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める基準を満たすこと。 参考 〔根拠法令〕 児童福祉法 第二十一条の五の二十 指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の三第一項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。